

## 沖縄県「石油価格調整税」の更新

沖縄県から協議があった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される沖縄県石油価格調整税の概要は以下のとおりです。

課税団体	沖縄県
税目名	石油価格調整税（法定外普通税）
課税客体	元売業者の揮発油の販売
課税標準	揮発油の販売数量から欠減量を控除した数量
納税義務者	揮発油の元売業者
税率	揮発油1キロリットルにつき1,500円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度） 約10億円
非課税事項	(1) 揮発油の販売で輸出として行われるもの (2) 揮発油の販売で県外移出として行われるもの (3) 揮発油の販売で石油化学製品製造のための用途に消費するためのものとして行われるもの (4) 既に石油価格調整税を課された揮発油の販売
徴税費用見込額	（平年度） 約771千円
課税を行う期間	2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）

令和2年3月6日 沖縄県議会にて条例案可決

同 年 3月9日 総務大臣協議

同 年 3月27日 総務大臣同意

（同 年 4月1日 条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 卯田係長、花房  
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659